

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

(1) 司会者による意見交換会の趣旨等の説明

司会者

私が進行役を務めさせていただきます和歌山地方裁判所所長の森でございます。どうかよろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まって4年を経過いたしまして、和歌山でも多くの裁判員裁判の審理、判決をいたしました。多くの方々に裁判員としてご参加いただきました。

本日は7人の裁判員経験者の方のご参加をいただきまして、裁判員経験者の意見交換会を開催いたします。皆さんにはお忙しい中お越しいただき誠にありがとうございます。

裁判員を経験された皆さんには、終了直後のアンケートなどご意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験した後しばらく経過したこの時点で、改めて裁判員としての経験を振り返っていただきながら、ご意見、ご感想を伺いたいというのが、この会の趣旨でございます。

そして、お伺いしたご意見などは、今後の裁判員裁判の運営にいかし、わかりやすく充実した裁判員裁判を行っていくための参考にさせていただきたいと思っております。

この会には、進行役の私のほか、裁判官、検察官、弁護士の各参加者がございます。検察庁からは上坂検察官、弁護士会からは赤木弁護士、裁判所からは浅見裁判官に出席いただいております。

(2) 出席している検察官、弁護士及び裁判官の紹介

上坂検察官

検察庁から参りました検事の上坂でございます。今回対象になっている中

では、1件につきまして私が公判を担当させていただきました。

今日は意見交換ということで、裁判員の皆様方から貴重なご意見をお聞かせいただけるのではないかと考えて楽しみにしております。

よろしくお願いいたします。

赤木弁護士

弁護士の赤木でございます。

今回の事件では、私が携わったのは、1件ですけれども、ご感想をお伺いして、今後のことにいかさせていただければというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

浅見裁判官

裁判官の浅見でございます。4月に着任いたしましたので、全部の事件を経験してるわけではありませんけれど、どうかよろしくお願いいたします。

2 全般的な印象・感想

司会者

以上の3名の方には、皆さんからの質問にお答えいただいたり、あるいは逆に質問をするという場面もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の進行については、お手元の進行予定表どおり基本的には進行したいと思いますが、皆様のご意見を十分お聞きするというのが主眼でございますので、そういう観点から、必ずしも進行予定表どおり進行しないという場合もあろうかと思っております。その点をご容赦ください。

今回の意見交換会については、特に審理のわかりやすさ、あるいは審理のあり方という点を中心に行いたいと思います。途中で10分休憩を挟んで、7時40分ぐらいまで意見交換を行い、その後、報道機関の皆様からの質問などを20分ほどいただいて、午後8時ごろには終了という予定に

しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、裁判員裁判を担当されてどういう感想をお持ちになったか、あらかじめ思っていたこととどういうところが違うとか、こういうところは同じだったとか、一人ずつ最初に感想をお聞かせいただけますか。

裁判員経験者 A

裁判員に選ばれて初めはちょっと戸惑いましたけれども、終わって大変いい経験をさせていただいたなと思っています。

ちょっと感じたことなんですけれども、証人の方が日がたっていたので忘れたというようなことが多かったかなと思ってまして、もうちょっと期間を短く裁判に持っていけないのかなっていうふうなことは思いました。もう少し早く裁判になっていれば、クリアな反応が聞けたのかなということをちょっと思いました。

裁判員経験者 B

私は、裁判員制度が始まったときから、もし機会があったらやってみたいなと思ってたんで、選ばれてすごいうれしかったんですけれども、同じように選ばれた人の中で、ほんまは選んでほしくなかったのについていう、そういう不快感を最初から最後まであらわにしてる人がいて、選び方は、これでよかったのかなと思いました。かと思えば、選ばれたかったけれども、選ばれなかったとか、遠くまでわざわざ選考に来たけれども、選ばれなくて、遠くまでそのまま帰らないといけないということがあって、そこら辺どうなのかなって、仕事もお休みできる人もいれば、仕事休んだらそのままもう仕事あぶれちゃう人もいるんで、そこら辺の制度のあり方というかな、もうちょっと考えるところはあるのと違うかなとは思いました。

司会者

今の制度のあり方で何かありますか。

浅見裁判官

人によって、選ばれた皆さんでそれぞれ思いの違いはあろうかと思うんですが、ただ裁判員制度って、やっぱり広く皆様方の意見を聞いて行うというのが裁判員裁判なんで、だからこちらとしては平等にいろんな階層の方から平等に来ていただいて、いろんなご意見を反映してするというスタンスでいますんで、だから、最初から対象者を狭めるとか、希望した人にするとか、やっぱりそういうのではなく、いろんな人を平等に無作為で抽出してお願いしてやっていただくと。やっぱりそういうスタンスでいるというのが裁判所の基本的な考え方なんです。

裁判員経験者C

最初、私はこういう一般の人が裁判に参加するということは、もってのほかやと思いましたけれども、今は、日本の法律は、厳しいところもあるし、軽いところもあるので、一般の人でも参加して刑を決めるのはよいと思います。外国でしたらもっと軽かったり重かったりすることは、多々あると思いますけど。今では、だから裁判員制度というのはいいと思います。

それから、裁判のときに丁寧に説明してくれますから、一般の人でもわかりやすいと思います。いいと思います。

ただ、私の会社では、裁判員制度のことに対して会社から、反応や説明が何もありませんから、各企業にも浸透するような持っていく方をしてほしいと思います。

裁判員経験者D

私もいい経験をさせてもらった、貴重な経験をさせてもらったということで、もう一緒にございます。

皆さんと同じように、不安なところは、法律の知識が皆無な私のような者が人の量刑を裁くという不安はありました。テレビで放送されているとおりですね。

けれども、裁判官の方々が法律を丁寧に説明してくださって、感情的

に言えば、極刑を望むような場合であっても、法律の枠の中で、定量的に上限、下限が決められている。ですから、素人が判断しても、その枠の中で大きく外れることはない。その中で、私たちの庶民の感覚が生かされるんであったら、それはうれしいことです。

私が裁判員裁判でかかわった犯罪が、私自身が犯し得る可能性のある事件だったので、人生の中で自分自身を戒めるいい経験ができたと思います。

精神的負担を和らげるということで、裁判所の職員の皆さんが本当に温かく声をかけてくださりリラックスする雰囲気をつくってくださったことが、何よりありがたかったです。

裁判員経験者 E

裁判員になるに当たって、イエスかノーかという返事はちょっとどうしたらいいかわからなかったんです。私は、子供が1歳なんですけど、親に預けられる状態でもなくて、託児所なり何なりっていうことを書いてあったんですけど、行かなくてはいけないという義務というか、そういうもんやと思ってて、何とか旦那さんに仕事の合間に見てもらって来たんですけど。

真面目に出席はしているんですけど、もう二度とやりたくないって、終わってから言ってた人も中にいるので、もうちょっと何て言うのかな、断れるというか、そういう人はなるべくならないというようなシステムは考えられないかなと思いました。いろんな人の意見が聞きたいわけなんやとは思いますが。

私としてはその刑を決めるとか、審議していく中で、自分の考え方とか思いって強くあるんで、すごく偏るかなと思ったんですけど、裁判官の人とか、すごく言葉一つ一つ拾ってくれて、一緒に本当に話合いできたので、自分としては自分の意見も通ったなというのもあったし、相手の意見も素直に受け入れられたところもあって、自分が思ってた心配もなく、結果、

裁判員をできたなというのは思いました。

事件がたまたま自分の近くであった話なので、通るたびにちょっと思い出したりとか、この人こうやったんやなとか、ここを通ったんやなとか思って今も過ごしているんですけど、自分でも起こすっていうか、そういうわかるなという部分もあったので、携われて、自分で戒めるっていうか、その事件と自分の何かリンクする部分とか、考え直すこととか、ちょっと自分のことも見つめ直せたので、私はやれてよかったと思うし、ないと思うんですけど、ぜひまた参加したいと思ってます。

司会者

そういう現場の近くを通ったりして、何かそれで思い出してふっと負担になったりとか、そういうことは特にないんでしょうか。

裁判員経験者E

自分としてはちゃんと役目を果たせたと思ってるので、特に変な負担はないです。

裁判員経験者F

皆さんがおっしゃったことと重なることも大分ありますけれども、まず、よかったことから言います。参加できてよかったのは、裁判の流れとか全然そういうのは知らなかったし、あと刑法とかについても全然そういうのは知らないことで、裁判はこういうふうに流れてこういうふうに判決に至るのかなというのが、身をもってというか、参加して初めてわかったということで、その後、裁判の結果とかが新聞とかにも載りますけども、参加するまでは余り興味もなかったし、そういう新聞記事が載ってもそんなに興味深く読んだことはなかったけれども、それ以後はちょっと興味を持つようになったということがよかったことですね。

あと、印象に残ったことを幾つか言います。一つは、非常に曖昧な部分を秘めているんだなというのが印象です。見方がちょっと変われば全然変

わってくるので、どこで折り合いつけるかというのは非常に難しいと思いました。裁判長をはじめ、裁判官の方が導いてくれるところはあるんですけども、曖昧なところを見ていかなあかんのやなというのは、ちょっとやってても難しいなというふうに思いました。

あと、印象に残っているのは、判決を言い渡すときにちょっと嫌でした。何が嫌だったかと言うと、傍聴席に被告人の親族の方が来られています。大体どの辺に座ってるかは見ててわかりますので、僕は、まともにその親族の方のほうを見ることはできませんでした。被告人と関係ない方だったらいいんですけども、関係深い方が来られていると、ちょっと直接顔を合わすのは嫌というふうに思いました。

もう一点は、これはシステムに関するんですけど、選び方ですが、来て、候補に選ばれた方が何十人見えていて、その中から、裁判員数人が選ばれるわけですけども、やっぱりちょっと仕事とかいろいろ段取りもある、いろんな方があると思うので、初日に来て、その場でずっと選ばれて、続けて1週間というのはちょっとしんどいのと違うかなと。せめて、その間、1週間でもあくといろんな段取りができてゆとりがあるのと違うかなというふうに思いました。

裁判員経験者G

裁判員裁判という言葉はテレビで聞いてたんですけど、まさか自分が選ばれるとは本当に思ってなくて、母親とかに言っても全然信じてくれなくて。

私は、すごい経験をさせていただいて、特に悪かったなという部分は全くなくて、いい部分ばかりだったんですよ。

私も働いているんですけど、初日の午前中に来て、午後から審議ですって1週間ぶっ続けというのは、ちょっと会社にも言いづらいというか、うちの会社は選ばれたら、行ってこい、というような会社ですけども、ほかの普通の人だったら絶対それは難しいかなと思うので、そこはちょっとどうに

か改善していただけたらなとは思いますが。でも、私は結構いい経験させていただいたんで、また機会があれば参加させていただきたいなとは思いますが。

司会者

法曹三者のほうでご意見がございましたら、どうぞ。

上坂検察官

貴重なご意見ありがとうございました。

ちょっとだけ気になったのが、Fさんがおっしゃっていた、曖昧な部分を決めていくんだなという印象を持たれたということなんですけれど、それって事実の認定といいますか、検察官が立証して判断していくのに曖昧な部分があったという趣旨ですか。

それとも、例えば量刑の場面なんかで必然的に意見が分かれるようなところでも、最終的に結論を出さなきゃいけないという、そういう意味で曖昧な部分という表現されたのか、そのあたりどうなのかなと思ひまして、もしよろしければ教えていただければと思います。

裁判員経験者F

量刑でも、事実認定でも、弁護と検察とでは真逆のことを主張される。裁判官の方は、聞きなれているので、そうは思わないとは思いますが、初めて見ると、どちらも正しいように聞こえるというのもあるんで、そういう意味でわかりにくい、自分としたら曖昧だなというふうに思っただけです。あと、量刑のところは、人それぞれで、6人の裁判員がいればちょっとずつ違うので、そういう意味で、明確にここだというのが誰でもはっきりしているわけではないんだなというふうに思うわけです。

上坂検察官

ありがとうございました。

皆様のご意見を伺った感想というところで、まずは申し上げさせていただきます。検察官としては、とりあえず第一声で、検察官の立証がわかり

にくかったというのが出なかったので、ほっとしています。

赤木弁護士

人を裁くというのは本当に大変なことだと思うんですね。そういう職責を全うされたということにおいて心から敬意を表します。

刑事裁判のルールとして、曖昧なところというのは、疑わしきは被告人の利益にというルールがあるわけです。そこら辺、皆さんにもご質問したいんですけれども、それは追ってご質問させていただければなというふうに今聞いていていました。

とりあえず、まず、私のほうからそういうところです。

浅見裁判官

裁判所に対するいろんなご意見を受けまして、日程の問題、その他いろいろ出ましたね。日程はどういうふうにして入れていったらいいのかとか、裁判員を経験していただいた皆さんのご意見を踏まえて、裁判所のほうでも考えていくことになります。

ちょっと一般的な話になってしまうんですけれども、裁判所のほうでも裁判員の皆さんに来ていただいて、審理に携わって、できるだけわかりやすいようにとか、ご負担をかけないようにとかいろいろと努力はしてるところですので、また今日のご意見も踏まえて、検討すべきところは検討していくということになると思います。

3 審理

(1) 冒頭陳述について

司会者

審理に移りたいと思います。

皆さんがご自分で経験された裁判を思い出していただくと、まず最初に被告人が間違いないか、その名前を確認して、検察官が、起訴状というのを読みますね。その後、被告人と弁護人がその事実についてどうかという

意見を言って、さらにその後、冒頭陳述ということで、検察官が証明する予定の事実を主張します。そこでは、カラフルな書面などを検察官の側で用意して、説明されます。弁護人の側でも冒頭陳述をされます。そのときには、弁護人もそれぞれ工夫なさって、弁護人によってはやはりカラフルな書面などをお使いになって説明されます。

そういうことで審理が始まっていくわけでありまして、その最初の冒頭陳述の段階について、わかりやすかったところ、わかりにくかったところ、もうちょっとこうしたらいいのではないかとか、何かございますかね。皆さん、それぞれ冒頭陳述については今日資料でお配りしておりまして、それで記憶を喚起していただいて、我々に教えていただくことがあればと思うんですけれども、どうですか。

浅見裁判官

今、皆さんご自身の担当した事件のことを振り返って、ああだったなみたいなことを思い浮かべると思うんですけど、検察官は冒頭陳述をつくる時にどんな苦勞をして、皆さんにわかってもらおうと思っているのかとか、話ししていただいて、弁護人からも話ししていただいて、それで、それが皆さんに、そういうあたりが伝わったかどうか、お聞きしたらどうかなと思います。

上坂検察官

この中では一番古い事件につきまして、私のほうが担当いたしました。かなり争ってる事件でありまして、直接こうだったんだよっていうのを見た人がいたりとか、こうだったんだよと本人が認めてるという事件ではありませんでしたので、非常に遠いような事実から、こんな事実からこんな事実が認められて、これから見るとこうですよねというような、いわゆる間接事実を積み重ねるという立証形式でございましたんで、恐らく審理の最初の段階では、何でこんなことを立証するんだろうということでわかりにくいというこ

とになるのかなということは予想しておりました。

ただ、そうであるからといって、それを道しるべとして残さないと、後で聞いてみて、さっぱり何だったかわからないということになりかねないので、事実がてんこ盛りになるのを覚悟で、個々の事実はわかりやすいようにまとめるという方針で行ったという事件がこの事件でございまして、担当された裁判員の方からすると、最初に聞いたときは多分ぎょつとしたんではないかと思いますが、審理が終わった段階では、最初に言っていたのはこういうことだったんだというように、全部消化できる状態になっていたとすると、検察官としては非常に主張がうまくいったのかなというふうに考えております。

ほかの事件につきましても、入り組んだ事実、あるいは三次元でわかりにくい事実なんかを図にして、わかりやすくする努力というのを常々しているところでございます。そのあたりも、例えば人間関係図なんかも、どうすれば一番わかりやすいのかなというのは事件ごとにばらばらでございます。ですので、違う事件を見ると、全然違ったりするというのが実際のところでございます。人間関係図などはいつも悩むところなんです。

ご自身が担当された事件はわかりやすかったとか、もうちょっとこのほうがわかりやすかったということがあれば、非常に参考になるかなというふうに考えております。

赤木弁護士

弁護士の場合は家内工業なものですから、ほかの人たちがどんなことをやってるかというのは、情報は入ってきますけれども、実際のところはわからないというところがあります。

それで、今ほかの事件の冒頭陳述とかをざっと見たんですけれども、やっぱり検察庁のように組織で動くわけではなくて、1人2人の事務員を抱えてやっているものですから、どうしても絵を入れたりですね、カラーにしたりするのに疎いなど、そういうのはやっぱり今後改めていかないといけないん

だろうなというふうに思ってます。

私の事件に関して言えば、今回いろんな情報を詰めさせていただきました。実はペーパーをつくらないというのが私の考え方です。ペーパーをつくらないで、その場で納得していただけるようなものだけをその場で話をさせていただいて、それだけに絞るというやり方をしております。今回の事件は、それとは反して絞り切れてなかったんだだろうなというふうに思います。それで、非常にその点ではわかりにくかったんだだろうなというふうに思います。

冒頭陳述というのは、特に一番緊張しているときですからね。初めて法廷の法壇の上に立って、検察官、弁護人がいきなりしゃべっているわけです。ややこしい事件で、どこまで、冒頭陳述が終わった段階で、事件の全体像をご理解いただけるかというのは、やっぱりもっと絞っていくのがいいのかなというふうに思います。

裁判員裁判が始まる前にやった模擬裁判では、この事件の争点はこれですと言って、10秒ぐらいで終わった冒頭陳述もありました。ただ、それは余りよくないんだだろうなというふうには思うんです。どれぐらいの情報量をどういうふうにするというのはいつも悩むところです。

司会者

Aさん何かございますか。

裁判員経験者A

はい、そうですね、検察官の方がおっしゃられたとおり、初めの冒頭陳述ではもうさっぱり意味がわからないという感じでした。

ただ、徐々に進んでいくにつれ、争点一つ一つについて詳しくやっていただいて、時系列の表とかも入れていただいていたので、流れが非常にわかりやすくしていただいていたなというふうに思います。

司会者

FさんやGさんはどうですか、何かございますか。

裁判員経験者 G

私の事件は、赤木弁護士の事件やったんですけど、たまたまかもしれないんですけど、検察官の人がすごく静かな感じで、赤木さんのほうがすごく熱い感じだったので、もう本当に温度差がすごく激しかった事件だったんですよ。

赤木さんは、立って身振り、手振りで本当にみんなの目を引きつけるような、一種のパフォーマンスみたいな感じでしたごく訴えかけてきたので。

司会者

それはやっぱり印象に残りますか。

裁判員経験者 G

やっぱりそれだけでしたごく印象に残りますし、すごくわかりやすかったです。

裁判員経験者 F

同感です。

あとは、資料見ながら思っているんですけど、あんまりこれ関係ないん違うのていうふうなところも、実は思ったことも確かです。

裁判員経験者 B

検察官も弁護人も割とわかりやすかったのはわかりやすかったですが、やっぱり弁護士さんのほうは文字だけの資料で、それを読んでいるだけみたいな印象が、どうしても検察のほうの資料は図とか、絵とかいっぱい入れてもらって、系列とかもわかりやすくしてくれているのに対して、何か読んでるだけみたいな部分がちょっとあって。

司会者

文字だけだと、そういう印象なんですかね。

裁判員経験者 B

そうですね。私の裁判のときは、文字の資料以外にもこういう資料もあります、こういう資料もありますっていう形で見せてはくれたんですけども、それでもやっぱりちょっと地味かなという印象は受けましたね。

司会者

CさんとかDさんはいかがですか。冒頭陳述についてございますか。

裁判員経験者D

図式を入れてもらおうと、視覚的に見るとはっきりわかります。それがいいのか悪いのかなんですけれども、これからの若い人向けには図式を入れたほうが情報としては入ってきやすいんだと思います。

図表を入れると、例えば、こういう傷害であると、ここからここまでの枠ですというように量刑が目に見える形でわかります。これに対して、弁護士さんがつくられる文字だと曖昧さが出てくるので、感情に訴えかける部分が出てきます。余りにも図表ばかりでいくと、もうお料理のレシピのように、この罪を犯したら何年、この罪を犯したら何年と区切ってしまう。デジタルになってしまうから、バランスかなと思います。

裁判員経験者E

両方見せてもらって、主張は違うじゃないですか、だから、その思いが結構強く書かれてるなって思いました。私の事件はもう認めていたので、刑をどうするか、何年にするかみたいなのところがあって、弁護人のものを見ると、その刑を重くしてほしいっていうのが、結構見てとれたんですよ、私には、後悔しているとかということも、強く押してきているなってすごく思ってたんですけど。

検察官の人はもうちょっと冷静に書いてるっていうか。でもよくよく、2日、3日たってそれを何度も見返していたら、被告人に対する、大げさに言うところちょっと悪意が、ちょっとひねりがあるというふうに私はとれたんですけど。

司会者

検察官の主張も少し違和感があったということですか。

裁判員経験者 E

私の担当した事件では、弁護人が被告人のしたことは認めてるものの、やっぱり弁護なんで、かばうというか。

司会者

そうなりますよね、弁護ですからね。

裁判員経験者 E

結構偏ったこと、すごく言うんやなって感じたんですよ。

司会者

それは弁護人のほうが。

裁判員経験者 E

弁護人は、相手が検察官なんで、それぐらい言わんとだめなんかなって思いました。

私の担当した事件の弁護士さんは、被告人に質問しても、言葉の端々がちょっと冷たく感じたりとか、被告人が的確に返答できない部分があったのに対してちょっと強く対応されてたなって、私は感じました。また、とても声が小さくて、何を言ってるのかほとんど聞こえにくかったていうか、それはやっぱり聞こえたほうがいいなって。

司会者

法律家ははっきりと大きな声でしゃべらなきゃいけないと、我々なんかもいつも心がけているんですけどね。

裁判員経験者 E

私は、それで刑をどうかそういうのはないんですけど、ちょっと何でこんなちっちゃいんかなって思いました。

司会者

今のご意見について、検察官、弁護士の方は、どうですか。

上坂検察官

事件の詳細は存じ上げないところですが、検察官は、公平に中立にといいますか、事実認定を冷静にして、裁判員の方にわかりやすく主張するように心がけるべきだと思いますし、ちょっと悪意があるということですが、実際どうだったのかわかりませんが、主張すべきところを主張をする方法についても、今後もうちょっと検討が要るのかなというふうには感じたところでございます。

赤木弁護士

私もふだんそんなに声が大きくはないんです。法廷で声が小さいというのは言語道断かなというふうに思います。伝えたい人に伝わってないというのは話にならんという気がしますけれども。

どういうふうに主張を組み立てていくかというのは難しいところで、私は、法廷で、紙コップを持ち出してですね、上から見たら丸でしようと、横から見たら四角ですよと、でも、形は紙コップと、最終的には、両方から光を当てて、初めて事実がわかるんだという話をしたこともあったんですけども、それが果たして本当にいいのかどうかっていうのはあります。

というのは、やっぱり言ってることが常識に合致してることでないと、共感というのは得られないと思うんですね。だから、常識に合致した範囲の中で、主張することを主張していくというのを心がけていかなければならないのかなというふうに、今お聞きして思いました。

(2) 証拠調べについて

司会者

それで、冒頭陳述の後に証拠調べになるんですね。証拠調べは、証人尋問という、証人を呼んで、検察官、弁護人が質問するという手続と、証拠書類を調べるということで、例えば、検察官が調書を朗読するというような手続

があるかと思うんですね。そういう証拠調べについて、どうだったかということをお聞きしたいと思います。

浅見裁判官

例えば、さっきEさんがお話しになったように、弁護人の声がちっちゃかったと、質問なんかの場面でもちょっとちっちゃくて聞こえにくかったとか、だから、いろいろ証人尋問なり、被告人質問なり、あるいは供述調書の朗読なんかで、こういうところがわかりやすかったとか、あるいは、こういうところがわかりにくかったとか、何かそういうところがあれば、もう端的に参考に使っていただきたいというふうに思うんですけどね、いかがでしたかね。

裁判員経験者C

強制わいせつ致傷とか、殺人とかの証拠調べで、写真とか言葉で表現して、割と内容がきついことを書いているから、物すごいやっぱり精神的なストレスで、これ相当、女性の方は特に影響受けると思いますので、そういう事件にかかわるようになったらもっと、特に若い女性ですかね、相当精神的にね、ストレス起こると思います。裁判員裁判の前に、辞退できるようなシステムをつくったほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。ちょっと内容がどぎつ過ぎますんでね。わいせつ事件では、官能小説を読んでもるような状態でね。殺人事件では、ナイフとか、殺される状況とか、写真見せたりとかいろいろしますから、相当ストレスがあると思いますね。解決するように、もっと積極的に持って行っていただきたいんですけど。

司会者

今、重要なことをおっしゃったので、ちょっと質問させていただきたいんですけど、その証拠自体が、例えば死体の写真とか、そういうのが出て衝撃的でストレスがあるという場合もあるけれども、そういう重い事件を審理しなきゃいけないというストレスがあるという場合もあると思うんですよね。

どういうところが一番ストレスになるのか教えていただければと思います。

裁判員経験者 C

表現ですね，わいせつやったらどこどこさわってどうのこうのとか文章に書いてますでしょう，どぎついこと書いてますからね。

司会者

もうその段階でストレスと。

裁判員経験者 C

もうそれで，やっぱりちょっと聞くの嫌やなて。若い人には，やっぱりもうちょっと断れる場を与えたほうがいいと思いますんですけどね。

司会者

すると，断れる場が広いほうがいいということですか。

裁判員経験者 C

そうですね，できるだけ断れる状態に。やっぱり今でしたら，そういうことが問題になっていますからね。この何年か裁判員制度を見てると。だから，もっとそっちのほうに取り組んでほしいと思いますんですけどね。

司会者

Aさんはどうでしたか。

裁判員経験者 A

私の事件でも，証拠として写真など見せていただきました。その写真について提出された検察の方が気を使っていたいて、慣れていない裁判員の人たちにとってはちょっと気持ちを悪くしたりするんじゃないかなて言われていたということも，裁判所の方を通じて聞いて，その配慮がすごいうれしかったんです。

刑を決めていくに当たって，やはりそういう写真ていうのは外せないと思いました。そういう事実をしっかりと見せてもらった上で，やはり判断しないと，そこにモザイクをかけられてしまったら，やっぱりそれはちゃんとした判断はできないと思います。私はちゃんとそういうのを見て判断できたん

で、それはよかったかなと。

司会者

ストレスの点はいかがでしたか。

裁判員経験者 A

ストレスですか。

司会者

特にお感じにならなかったということでしょうか。

裁判員経験者 A

ほかの方はわかりませんが、私自身は、大丈夫でした。

司会者

ストレスに関して、ほかの方はいかがですか。

B さんはいかがでしたか。

裁判員経験者 B

ストレスに関してなんですけど、私の場合、写真見てああって思うような写真はなかったんですけども、被告人がちょっとお酒を飲んだ後に、ちょっと暴れて起こしたような事件で、身内にそういうお酒飲んで暴れるような人がいたんで、一つ間違えたらこんなふうになるのかなみたいなことを思いました。周りの人間がうまいことやって、犯罪を起こさんように支えてあげられへんかったのかなと思ったら、私も一つ間違えたら犯罪者の身内になったのかなと思って、割と冷静になれない部分がありました。何でかな、何でかなて考え出したら、私、しんどいかなとかいう部分がありました。途中でうまいこと切りかえて、そこはそこ、これはこれで考えるようにはなれたんですけども。

司会者

G さんはいかがでしたか。

裁判員経験者 G

私の事件はそんなにきつい写真とかはなかったんで、そんなにストレスとかは全く感じず、逆に、遠いところで起きた事件だったので、全く道とかもわからなかったんで、こういうところでこういう事件が起こったんだということがわかりやすかったんで、写真はすごい助かりました。

司会者

Fさんはいかがですか。

裁判員経験者F

証拠に関してストレスは感じてないです。

司会者

裁判員として、審理をするということについてはどうですか。

裁判員経験者F

一番印象的だったのが、さっきも言いましたけれど、被告人の親族の方と顔を合わすのが嫌だったと。自分の住んでるところとは大分離れたところだったので顔を合わすことはないんでしょうけれど、同じ町内とか市内とかにいたら合わすこともあるかもしれないし、そういう意味では少し嫌だなと思いましたね。

司会者

Eさん、いかがですか。

裁判員経験者E

ストレスはさっきも話しましたが、初めてここに来て、選ばれると思ってなかったんで、選ばれて、その後、裁判が始まるという1日は、結構自分の中でコントロールするのは大変でした。裁判の流れっていうのも自分は理解していなかったし、その1日は大変でした。写真のことについては、私の事件もそうすごくえぐいというか、そういう感じではないので。

司会者

そういう写真は出ていなかったですか。

裁判員経験者 E

ないので、まあ、大丈夫でした。冒頭陳述とかを見ていて、細かく書いてくれているものの、自分の中での考えとか想像とかになるので、リアルに見て事実を知るとというのが、刑を決めるに当たって大切な材料になると思います。

(休憩)

司会者

審理の点をもうちょっとお聞きしたいんですけど、例えば検察官のほうで調書を朗読する手続があると思うんですけど、検察官のほうでもいろいろ工夫して調書を読まれていると思うんですが、その調書の朗読については、例えばわかりやすさとか時間の長さとか、そういう点はどうでしたか。

調書よりは、実際に話を聞きたかったとか、そういうことはありましたか。それとも、調書を読めばそれでよく頭に入ったということでしょうか。

Dさんはいかがですか。

裁判員経験者 D

もうわかり過ぎるぐらいわかりました。疲れるぐらい。

被告人が同様の事件を 5 件起こしていて、場所あるいは対象とかが若干違いますけれども、調書はよくわかりました。いわゆる憎むべき、犯罪だったんで、精神的ストレスもありましたですね。でも、よくわかりました、非常によくわかりました。

司会者

ほかの方はいかがですか。Bさんはいかがでしたか。

裁判員経験者 B

わかりやすさは、わかりました。事件の流れから、何でこういうことになって、こうなってるんかっていうことが、よくわかりました。

司会者

実際にしゃべった方に直接聞いてみたいというようなことは思われませんでしたか。

裁判員経験者 B

多分直接聞いても覚えていないということになっちゃうと思うんで。お酒飲んで酩酊していたので、普通の人でも覚えてるか覚えていないか、という状態で、その上薬も飲んでいたいみたいなんで、聞いても、多分そうなんだろうな、そうおっしゃるんやったらそうやと思いますみたいな感じになると思うんで、私の事件の場合はそんなに聞きたいとは思わなかったです。

司会者

Aさんの事件の場合は、証人がたくさんいたと思うんですが、この証人尋問についてどうでしたか。調書の点についてでも結構です、どちらでも結構です。

裁判員経験者 A

調書については、わかりやすく検察官の方に言っていただいて、本当によくかまないなっていうぐらいに、もうすごいなと思ったんです。初めにも言ったんですけれども、証人の方が来られて、覚えていないということで、後で考えたときに、調書にあるんで言ったんだらうということがありました。目の前で覚えてないと言われてしまうと、ちょっと、もやもやっとなりました。

司会者

証人尋問とかあるいは調書の朗読とかで、もうちょっとこうしたらよかったんのではないかということがありますか。Fさんいかがですか。

裁判員経験者 F

時間の経過とともに、被告人の言ってることが曖昧になっていったことは思いましたが、調書自体は、そのときはこう言ったよねということで、わかりにくいとかそういうことはないですね。

司会者

E さんはいかがですか。

裁判員経験者 E

証人尋問についてですけど、その方も初めて経験されたと思うんですけど。

司会者

証人の方がね。

裁判員経験者 E

はい。いきなり始まってる裁判の中で、何日目かにぱっと呼び出されて、みんなの前で返答するのに戸惑いとか緊張とかそういうのはあったんかなって思いました。でも、もうちょっと事件に対する何かヒントになるんかなと思ったんですが、余りそういうことはなかったんですよ。この事件に関しては。

私の事件も裁判が始まるまで7か月たっていると聞きました。調書については、普通ではここまで覚えていないなということとかもいろいろ書かれてあったりしました。事件起こしてすぐに聞かれて答えたので、事実だとは思いますが、7か月たって始まる裁判というのは、やっぱりちょっと長いと思います。いろいろ事情もあるんでしょうけど、被告人も、拘置所で7か月間、どうされていたんかなとか、精神的な部分もどうだったんかなって、そういうこともちょっと考えたりしました。

司会者

精神的負担の点について、裁判所のほうで説明してもらえますか。

浅見裁判官

証拠調べのわかりやすさ、調書と証人等のわかりやすさなど、いろんな話が出て、それぞれ参考にさせていただきたいと思います。精神的負担という話が出ました。今いろいろ新聞なんかでもにぎわしているところですので、こういう配慮をしているということだけはこちらのほうで説明させてください。これは、裁判所だけではなくて、検察官、弁護士等を含めての努力とい

うことになります。刑事事件で扱うものは、かなり一般とはかけ離れたような内容のことが出てきますので、そういうものについて、写真なんかについては大分工夫をして、皆さんに対するご負担が少ないような形、カラーでなくて白黒とか、イラストであるとか、そういうような形もとっているところです。そういう手段のほかにも、今先ほど何人かの方にお話しいただきましたように、裁判官を含めた裁判所のほうでは、できるだけ皆さんの心理的負担がないように、評議等でもきちんとやっていこうということでやっています。できる限りこちらもご負担が少ないような努力をしているということは、申し上げさせていただきたいと思います。

司会者

検察官，弁護士のほうで，どうぞ。

上坂検察官

写真等で、どうしても心理的負担が大きくなってしまいうような写真というのはあります。何人かの方がおっしゃっていただいて非常にありがたい、非常に心強く思ったのは、判断する上で必要な証拠だったんで、見せてもらってよかったと言っていたことです。と申しますのも、起こった事実に基づいて、ご判断をいただくということが一番大事かなと思っておりますので。それによってストレスになってしまうようなものは見なくていいよというふうにできればいいんですが、やはり見ないと判断ができないというものがございます。検察庁としては、見ないと判断できないところについては、最低限見た上でご判断いただきたいということで出させていただいています。その意を酌んでと言いますか、その趣旨をおわかりいただいて、見せてもらってよかったと言ってもらえたのは、非常に我々としてはありがたいなというふうに考えております。今後も負担のほうは最小限にできるようにしていきたいと思っておりますが、非常に心強いお言葉をいただいたなというふうに考えております。

赤木弁護士

写真よりもイラストとかっていうのが、時代の趨勢なのかなというふうには思ったりもしてはいます。

ただ、今のいろんな話をお伺いしててですね、写真自体を見てみないとわからない、イメージできないということは実際にはあるんだろうなというふうに思います。弁護人としては、それが必要最小限度の必要な範囲にとどまってるかどうかということを吟味して意見を述べることになります。余りにも過剰に4枚も5枚も写真が必要かという、そういうわけでは決していないと思うんですね。必要な写真をきちんと吟味していかないといけないんだろうなというふうに思いました。

4 今後の裁判員裁判に対する意見，これから裁判員になられる方へのメッセージ 司会者

こういうことだけは言っておきたかったとか、あるいは今後、裁判員になられる方にはこういうメッセージを伝えたいとか、裁判員裁判についてこういうふうにするべきだとかということがございましたらお願いします。。

裁判員経験者D

裁判員制度は、いいという意見とよくないという意見が当然あるかと思うんですが、私はいいという意見です。

本来弁護士，裁判官，検察官には，きれいなイラストは無用なものだと思うんです。素人にわかるように，こういったものを苦勞してつくられ，それから私の勤め先にも，近くの裁判所の方が，この制度を広めるために，わざわざ出向いて回られているんです。

本来，これらの業務をしなくてもいいのに，こういう制度ができたがために，司法関係者の方々が多大な労力を割いておられるし，国は大きなお金をかけている。それだけのお金と労力，氣苦勞をかけてきたんだったら，ぜひとも問題があるところを改善しながら，成果の出る制度にしてもらい

たいなというふうに思います。

裁判員経験者 E

Dさんと同じような意見なんですけど、選ばれた裁判員の方6名と裁判官の方と審議していく中で、私なんかもう特にこういうことには疎いというか、全然わかってなかったの、事細かく説明していただいて、言葉一つ一つもよく聞いてくださって、とても私たちに対して裁判官の人がよくしてくれるというか、私たちが審議しやすいようにすごく配慮していただいたなっていうのはすごく感じました。

裁判の中で、被告人に検察官とか弁護士が質問されて、それに対する的確な答えができてなかったのかどうかわからないんですけど、被告人が答えている途中で、最後まで聞かないで自分の場所へ戻るの、何でなんかなって思いました。

浅見裁判官

尋問していて、被告人の近くまで行くんだけど、答えが終わる前に戻ってしまうということですか。

裁判員経験者 E

あれは何かちょっと違和感を感じるんです、本音として。

浅見裁判官

それは、質問したら、答えるまで、そのポジションにいるというのは原則だろうと思いますけどね。聞きっぱなしにして戻ってしまうような、そういう状況があったということですか。

裁判員経験者 E

そうです、背を向けて。

浅見裁判官

おっしゃる意味はわかりました。質問しっぱなしで、あなたどうですかって言って、戻ってしまうのね。

裁判員経験者 E

ドラマを見てて、そういうのがちょうどあって、リアルにあったのでちょっと不思議に。

浅見裁判官

それは質問の仕方としてはよくない質問の仕方だろうと思います。

裁判員経験者 B

最後の裁決の仕方なんですけど、例えば裁判員が全員一致で8年になってて、裁判官が全員一致で4年となったときに、裁判官の4年が採用されてしまうというのは、どうなのかなって思います。せっかく一般の人を集めてやってるのに、そういう裁決の仕方にしたら、一般の方の意見が反映されないのと違うかなと思います。そうなったときには、もう一回審理し直すことも考えられると思います。

司会者

今の点はどうなんですか。

浅見裁判官

いろんな事件でいろんな意見が出たときにバランスをどうとるかということにかかわってくると思います。これは制度自体の問題になってくるんで、私がどうのという話ではないんですけど、そういうご意見をお持ちだということで、また今後考えていくということになるかと思います。

司会者

実際は評議を尽くして、その上でその評決をするから、そんなに極端なことに普通はならないようにも思うんですけどね。

5 記者からの質問と応答

記者

先ほどのストレスに関する話にちょっと関連するんですけども、さまざまな精神的ストレスを、負担を減らそうと努力されてるという話もあり

ましたが、今後、精神的なストレスを、負担を極力少なくしていくためには、どのような対策、ケアなどがあつたらいいかなという思いがありましたら、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

Cさん、先ほど、ストレスの点で述べられたことがあつたと思うんですけど、どのような対策とかケアとかあつたらいいかなとか、今行われてないものでも全然構わないんですけども。

裁判員経験者C

非常に難しい問題やと思いますけど、先ほども言いましたように、殺人とか、強制わいせつ致傷とか、そういう事件では、特に女性の方は精神的なストレスを感じられるのではないかと思います。先ほど言いましたように、そういう話を聞いてからでも辞退できるような仕組みをつくってほしいと思います。

記者

Bさん、ご意見はありますか。

裁判員経験者B

写真とか、もしそういうきわどいというか、えげつないような写真が出るのであれば、事前に集まって、この中から選びますよってするときに、そういう写真が見せられる可能性のある事件ですっていうことを一言言っていたら、私、無理なんですっていうことは言えると思うんです。事件の内容まで事細かく言う必要はないと思うんですけど、精神的ショックを与えるような写真を見せられることがありますっていうぐらいのことは言ってあげてもいいんと違うかなと。

すごいものを見ても全然平気な人もいれば、そうでない人もいるので、ちょっと一言あるかないかだけで、気持ちは変わってくるかなと思いますね。

司会者

そうですね。浅見裁判官、そういうふうに予告することはしているのです

か。

浅見裁判官

そういうような方法で裁判員の方に予告するということは十分考えられます。そもそもその前提として、どんな写真が出るんですかということを、検察官なり、弁護士なりに確認して、その上でどうするかということを事前に考える必要があります。

記者

例えば暴力団関係者とかが関わる公判など、裁判員に危害が及ぶ恐れがある場合は、裁判員裁判の対象から除外することができるのですけれども、どこまでがその範囲になるのかという判断が注目されております。2点質問がありまして、裁判員になることで、自分に危害が及ぶのではという懸念を感じるようなことというのはありましたでしょうかというのが1点目で、今後どのような裁判は除外されるべきかというのが2点目です。例えば性犯罪などでしたら、プライバシーを知られたくないとか、そういう思いを持たれている方もいらっしゃるかと思うので、これらの点について、ご意見がありましたらお聞かせいただければと思います。

Fさん、先ほど被告人の親族の方がいるとき、ちょっと思うところがあったというのがありましたが、その中で危害まではいかないかもしれませんが、何か及ぶのではという思いがあったりとかありますでしょうか。

裁判員経験者F

危害とかそこまでは思っていないですけれども、仮に暴力団関係とかの事件であれば、そういうふうにも思うことも、もしかしたらあるかもしれません。

ただ、先ほど僕が言ったのは、向こうは多分裁判長のほうをまず見ているんで、裁判員は見えないと思うんですけれども、僕が見たときには、判決の瞬間はやっぱちょっと嫌だなと感じたということはありません。外で、もし会うことがあったとしても、多分親族の方は覚えてはないでしょうけど、ち

よっと僕は印象に残ったんで、そういうふうに感じただけです。

例えばその暴力団とか、そういうのが裁判員裁判で扱われるのかどうかは知りませんが、あるとすれば、名前は秘匿されますけれども、ああ、あの人来ているなというのは見れるわけですから、もしそういう可能性があるんであれば配慮してほしいなというのはあります。

記者

性犯罪などの場合ですと、例えば裁判員の方にプライバシーを知られたくないとか、そういうことで、裁判員裁判から除外してほしいという意見もあったりするんですけども、実際に裁判員をなさってみた中で、性犯罪は除外したほうがいいのか、そうではないほうがいいのかご意見がありましたらお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者D

私は、性犯罪で、プライバシーに関わる問題というのはデリケートに扱われなければいけないと思います。

しかし、たとえプライバシーに関わる問題であっても、被害者、加害者、それぞれの人権はあるとは思いますが、重篤な犯罪をこれからなくしていこうというためには、被害者、加害者には申しわけないんですけども、重篤な犯罪を扱う刑事事件では、プライバシーをオープンにして考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますね。たとえそれが性犯罪でも、刑事事件という問題だったらですね。

記者

和歌山県は結構広いので、裁判員裁判に参加するために、裁判所まで来るのに時間がかかったりすることもあるかと思うんですけども、そういうことでこういうところを改善できたらいいなという点がありましたらお聞かせいただければと思います。

司会者

Bさんいかがですか。

裁判員経験者 B

遠くの人だと、前の日から泊まり込んで、2日も3日もホテルをとって、それで選ばれなかったらホテルもキャンセルして遠くに帰らないといけないので、そういうような人はちょっと気の毒かなと思いました。

私は車で来れる距離なんで、遠いとはいっても大丈夫なんですけど、泊まりじゃないと来れないような範囲の人は、選考だけでもその日のうちに行けるところでしてあげたほうがいいのかなと。和歌山県は紀北から紀南まですごく広いので、やっぱり通える範囲でやってあげたほうがいいのかなとは思いますが。

司会者

CさんとかDさんはいかがですか。

裁判員経験者 C

和歌山県は広いですから、2カ所か3カ所でやってもらったほうがいいと思います。新宮のほうとかでしたら3時間かかりますから。ちょっと改善してもらったほうがいいと思いますけどね。

司会者

法曹三者の方は最後に何かありましたらどうぞ。

上坂検察官

大変貴重なご意見をありがとうございました。

実に今日本当に頼もしい思いがしました。皆さんが自分のことに置きかえて事件のことを真剣にご判断いただいたというのは非常によくわかりました。今後も我々のほうでも、さらに精進いたしまして、皆様方に引き続き自分のこととして、事件に関心を持っていただいて、よりよい制度になるように頑張っていきたいなというふうに心から思っております。

赤木弁護士

本当に貴重なご意見をありがとうございます。今日のご意見をまた我々の活動にもいかす，それからまた制度の改善にもいかしていけないといけないんだらうなというふうに思います。

これからも，そういう意見をいかしていけるように，何とか頑張ってやっていきたいなというふうに思っております。

浅見裁判官

本当に貴重なご意見をいろいろとありがとうございました。

今日お話しいただいた，いろんな意見が出ました。それぞれの事件で考えないといけないこと，あるいは制度そのものに関することのご意見が，多岐にわたりましたので，いろいろこちらも考えて，できるだけ皆さんの参加しやすいような裁判員裁判をやっていきたいと思っております。

司会者

それでは，これで終わりたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。御礼申し上げます。

以 上